

規制改革要望作成の手引き

＜2025年度版＞

2025 年 2 月 19 日

一般社団法人 日本経済団体連合会
産業政策本部

目次

1. はじめに「規制改革ってそもそも何？」	1
2. タイムライン「いつ何をすれば良いの？」	3
3. 募集要項「どんな要望が提出できるの？」	6
4. 作成手順「実際にどのように書いたら良いの？」	12
5. チェックシート	15
6. よくある質問 (FAQs)	16
7. 最近の要望の実現事例	22

【本件問合せ先】

経団連 産業政策本部 小林、柿葉、佐久間

TEL : 03-6741-0517、03-6741-0747、03-6741-0673

E-mail : rrq@keidanren.or.jp

はじめに「規制改革ってそもそも何？」



時代に合わなくなった規制を見直すことです！

規制は、私たちの経済社会のルールです。時にそのルールは、技術革新や社会の変化で陳腐化する恐れがあり、不断に見直す必要があります。ルールを見直し、経済活動をより円滑化するのが規制改革です。

経団連では、「規制は変えられる」との認識の下、会員企業の皆様から規制改革要望を毎年募集し、経団連の提言「規制改革要望」として取り纏め、政府に実現を働きかけてきました。要望後、政府との交渉、政府内での検討を経て、**実現率は、毎年約6割**となっています。

時代に合わない規制でお困りのことはありませんか？経団連は、「この規制が変われば、社会はもっと良くなる！」という皆様の声を募集しています。まずは、この手引きで、あなたのお悩みが規制改革の枠で解決できるか、チェックしてみてください！



企業の皆様の喜びの声



(退任者・退職者への株式報酬における開示事項が見直され)
個人のプライバシーが守られることに加え、個人情報取得に係る事務負担や個人情報の管理リスクの低減に繋がりました。また、有価証券届出書への記載が不要になったことで開示事務工数も削減され、規制改革が生産性の向上にも寄与しました。

(情報通信)



(新医薬品の毒薬・劇薬指定のルールが見直され)
より効率的に新薬の準備ができるようになり、コスト削減に繋がりました！
なにより、患者さんが待ち望む新薬を、早く確実に発売することが可能となったことが大変喜ばしく、規制改革を通じて、社会課題の解決に向けた貢献ができました。

(製薬)



※上記に係る具体的な規制改革要望の内容とその成果については、P22～で紹介しています。



コラム：規制とは？



冒頭、「規制は、私たちの経済社会のルール」と書きましたが、ここで言う規制は、法令（法律、政令、省令、告示、通知、通達、ガイドライン等）に基づく制限を指します。逆に言えば、民民規制（=国の法令に基づく規制以外の、業界団体等による、あるいは民間事業者間における事業活動に対する取決めや慣行など）や、社会的な慣行は政府として取り組む規制改革の対象外ということですね。法治国家である日本では、全ての規制は法令に基づいています。皆様のお困りごとの原因となっている規制の根拠法令は何でしょうか？



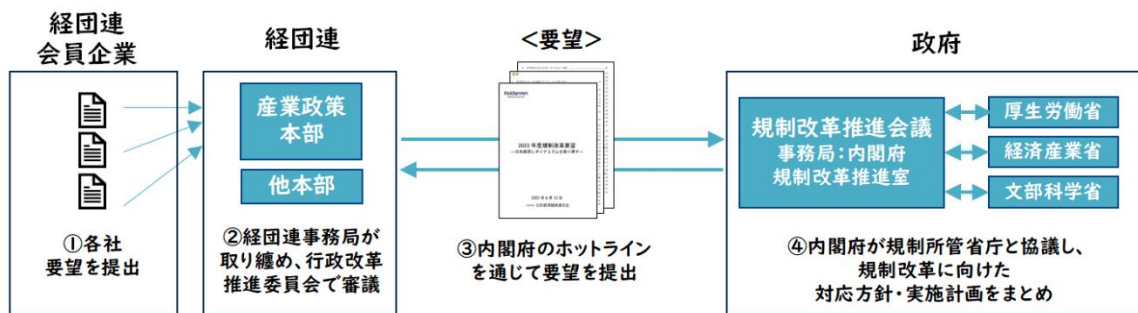
2

タイムライン「いつ何をすれば良いの？」

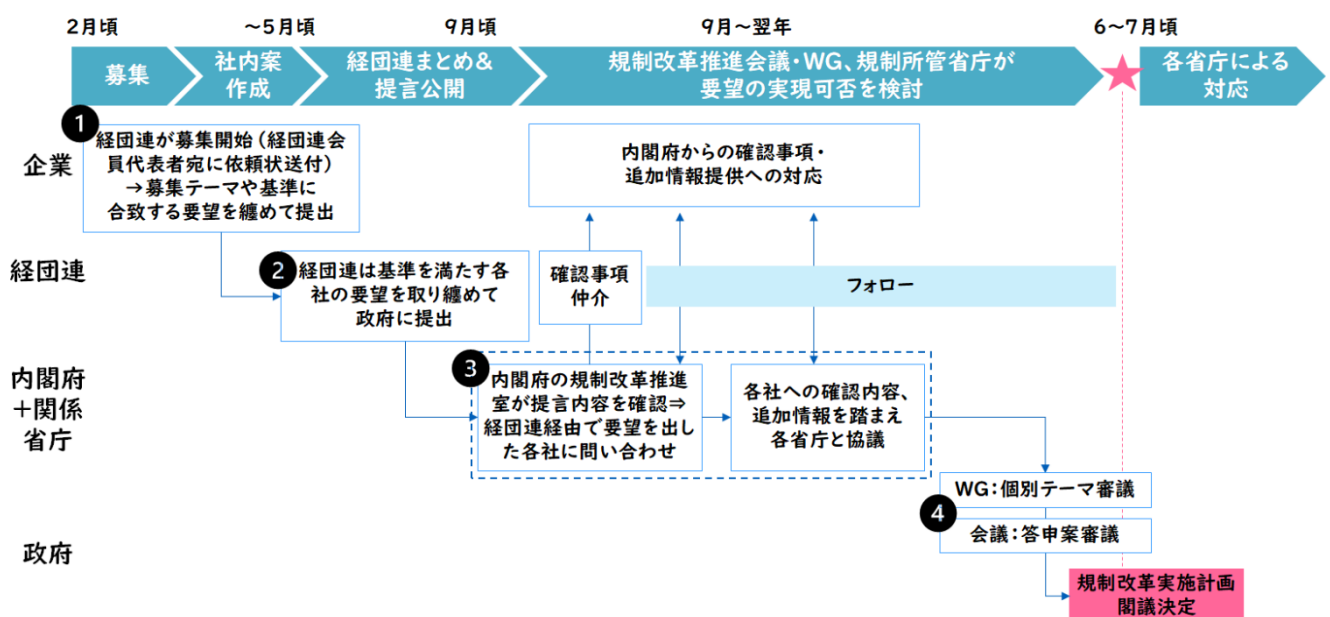


**5月末までに経団連に要望をご提出ください。
経団連が要望を取り纏めて政府に提出します！**

経団連では、会員企業の皆様から規制改革要望を募集、事務局で精査し取り纏めた後、内閣府に設置されている「規制改革・行政改革ホットライン（縦割り 110 番）」に提出します。なお、このホットラインには誰でも要望を提出することができ、内閣府と各省庁で改革の実現可否が検討されます。



それでは、要望実現までの流れを時系列で確認しましょう！



1

経団連は、総合経済団体として、わが国そして世界が目指すべき未来の社会像の実現に資する規制改革について、**毎年度テーマを決めて要望を募集**しています。
今年度のテーマや募集要件については、次ページ以降をごらんください。

2

提出いただいた要望は、**まずは経団連 産業政策本部が、規制改革要望の要件を満たしているか確認**します。要件を満たしていれば、**個別テーマを扱う経団連事務局の各担当部署が内容を精査**。要望元企業に内容の詳細を確認しながら、提言に掲載可能か検討します。いずれにしても、**6月末頃までには、経団連事務局から、掲載可否についてご連絡をいたします**。提言は行政改革推進委員会の了承を経て公表、政府に建議します。

3

経団連から提出した要望は、内閣府の規制改革推進室が政府の窓口となって検討します。「**要望元から直接、お困りごとの詳細を聴きたい!**」と**規制改革推進室から経団連事務局経由で依頼**が入ることがあります。これは**実現に向けた好機**です! 要望元部門とともに積極的かつタイムリーにご対応ください。

4

ホットラインに提出した要望は、規制所管省庁に送られ、7通りの回答が示されます。

- ① 対応（提案内容について、既に対応済又は対応することとしており、対応策が明確）
- ② 検討に着手（提案内容について、対応することを前提に検討に着手しているが、対応策が不明確）
- ③ 検討を予定（提案内容について、現在検討は行っていないが、今後検討に値すると考えられるもの）
- ④ 対応不可（提案内容について、対応が不可能）
- ⑤ 現行制度下で対応可能（提案内容について、現行の制度により対応が可能）
- ⑥ 事実誤認（提案内容について、規制自体が存在しないなど事実誤認である）
- ⑦ その他（上記には分類できない）

①の回答を得るべく、経団連事務局と一緒に要望内容を精査していきましょう!
ただし、前向きな回答が得られなくても、「そこで終了」ということでは全くありません。規制改革推進室を通じて、規制所管省庁に働きかけを継続することで巻き返し、実現に漕ぎ着けた例は数多くあります。**ホットライン回答に不服がある場合は、ご遠慮なく経団連事務局にご連絡ください**。要望を実現させるべく、対応策と一緒に検討させていただきます。



コラム：規制改革推進会議とは？

ここでホッと一息。政府における規制改革の推進体制についてご説明します。

規制・制度改革は、「規制改革推進会議」において検討されています。これは、「総理の諮問に応じ、経済社会の構造改革を進める上で必要な規制のあり方の改革に関して審議する常設の審議会」とされています。要するに、総理に対して、どのような規制改革を行うべきか直接答申できるということ。だからこそ、規制改革に関して強い影響力を持っているというわけですね。

でも、ホットラインから沢山寄せられる、ありとあらゆるテーマの規制改革要望を、規制改革推進会議で全て検討するのは大変！そのため、規制改革推進会議の下には、実務者によるテーマ毎のワーキンググループ（WG）が設けられています。各WGで取り扱うテーマは以下の通りです（2025年1月現在）。



規制改革推進会議とWGは、民間有識者、学識経験者、弁護士等がメンバーとなっています。WGでは、規制改革の要望元が現場のお困りごとを説明し、WGメンバーと一緒に、規制所管省庁に対して、改革の実現を直接働きかけます。規制改革推進会議とWGの事務局を務めるのが、内閣府の規制改革推進室です。この部署は、民間企業や各省からの出向者を中心に構成されており、内閣府は、要望元の立場に立って、規制改革を実現すべく、所管省庁と折衝してくれます。皆様の要望がWGの議論で取り上げられれば、それは実現の絶好のチャンスです！さて、皆様の規制改革要望は、どのWGで取り上げられそうでしょうか？



募集要項「どんな要望が提出できるの？」



毎年度募集テーマを設定しています。今年度は、Future Design 2040 の実現に資する要望です!

〔2025 年度の募集テーマ〕

Future Design 2040 の実現に資する規制改革要望



経団連は、2024年12月、日本の2040年を展望する「Future Design 2040」を取り纏めました。その中では、わが国が、少子高齢化・人口減少などの制約条件や、様々な地球規模の問題を乗り越え、課題解決を持続的な成長の源泉とする「科学技術立国」と「貿易・投資立国」を実現すること、官民の連携による成長と分配の好循環を継続させ、分厚い中間層を形成することを掲げています。

そこで、2025年度の規制改革要望は、「Future Design 2040」に示された施策の柱のうち特に以下の5つについて要望を募集し、2040年の目指すべき国家像を実現するために必要な規制・制度改革として取り纏めます。

1. 全世代型社会保障…公正・公平で持続可能な制度
2. GX(グリーントランスフォーメーション)、CE(サーキュラーエコノミー)…気候変動・エネルギー関連(脱炭素電源(再エネ・原子力)の確保のみ)、廃棄物等
3. 地域経済社会…広域連携の推進(新たな道州圏域構想)、インフラ整備、地域資源を活かした産業育成(農業、観光等)
4. イノベーションを通じた新たな価値創造…デジタル技術、自動化・省人化、手続のデジタル化、データ利活用、バイオ、コンテンツ、スタートアップ
5. 教育・研究、労働…大学改革、留学生、研究開発、雇用制度、外国人材



経団連が取り纏める意義?

規制改革要望は、個人でも個別企業としても提出可能ですが、経団連として取り纏めて出す意義は、総合経済団体として、経済界のコンセンサスに基づき要望を取り纏め、類似する他の要望とセットで提言することで、政府側に重要性を認識してもらいやすいことにあります。別の言い方をすると、経済界の総意とならない利害対立のある要望や、業界特有の要望は経団連の提言にはなじみません。その観点から、経団連として提出を求めるべき要望か、業界団体や個社で提出すべき要望かを検討してみてください。

規制改革要望として取り上げられないものもあります。ここから、提出いただけない要望を NG 例とともに見ていきましょう。



① 今年度の募集テーマと関係がない提案

総合経済団体として、Future Design 2040 の実現に資する規制改革要望のみを提言に記載します。テーマとあまりに無関係な要望は経団連提言には載せられないのですが、個社・業界団体としてはホットラインからいつでも提出可能です。

(※ホットライン：[内閣府共通意見等登録システム - 内閣府](#))

② 規制に該当しない提案・根拠法令がない提案

改革対象となる法律・政令・省令等がない場合は、そもそも「規制」改革の枠内で議論できません。規制と思っていたことが実は商習慣である例はよく見られます。また、補助金・診療報酬・介護報酬を増やしてほしい、減税してほしいという要望も「規制」改革の枠では議論できません。

- ✕ 公的機関が再雇用先を確保するためのマッチングサービスを提供すべき
(→ そもそも規制・制度ではないので NG)
- ✕ 補助金の拠出に関し、国家予算を年度内に使い切る単年度執行をやめるべき
- ✕ 高年齢者を雇用した企業に助成金を拠出すべき
(→ 補助金に関する事項は規制改革要望の枠内では扱えないため NG)
- ✕ 確定拠出年金の拠出限度額の上限額を増加または撤廃すべき
(→ 税制に関する事項なので NG)

③ 業界特有の事情に基づく内容や判断に高度な科学的知見を要する提案

総合経済団体として、業界横断的な裨益効果の大きい要望を中心に上げる観点から、あまりに業界特有・高度な科学的知見を要し、経団連事務局で内容を精査することが困難である要望は、個社または専門的知見を持つ業界団体からご提出ください。経団連はあくまで総合経済団体として一般的知識の範囲内で判断できるものに注力することで業界団体と役割分担をしています。

- ✕ 〇〇GHz～〇〇GHz のローカル5G 基地局は免許不要とすべき
(→ どの GHz なら免許不要として問題ないかが経団連では判断できない)
- ✕ 〇〇キロワット・アワー以下の蓄電池設備であれば安全なので消防法の規制を緩めるべき
(→ どれくらいのキロワット・アワーなら安全か経団連では判断できない)
- ✕ 〇〇のような建築物であれば問題ないので建築基準法の該当要件を変更すべき
(→ 個別の建築物について問題ないかがどうか経団連では判断できない)
- ✕ 高圧ガス保安法第 2 条における高圧ガスの定義を「1MPa 以上となる圧縮ガス」から例えば「3MPa を超える圧縮ガス」に変更すべき
(→ どれくらいの MPa なら問題ないか経団連では判断できない)

④ 業界・各社で意見が対立する提案

経団連クレジットを付す以上、会員間で意見が対立する内容については、提言として提出することができません。個社・業界団体での提出をお願いいたします。

⑤ 業界団体等におけるホットライン提出要望と同一の提案

業界団体でホットラインに提出予定・提出済の提案であれば、すでに政府サイドは受け取っています。重ねてのご提出は不要です。



「こんな要望でも提出できるかな？」とお悩みでしたら、まずは産業政策本部までお気軽にお問い合わせください。具体的に作成いただく前でも、可否の感触をお伝えさせていただきます。Email : rrq@keidanren.or.jp



コラム：政府の本音？「良い」規制改革要望の条件とは

「良い」規制改革要望の条件って何だと思いますか？現状の規制がいかに非効率か強調すること？要望に対する熱意でしょうか？それらも大事かもしれませんが、「その通りだよね」と多くの国民に納得してもらえるかどうかは実現の鍵になると言えます。例えば、「企業にとってはコストカットになるかもしれないけど、国民の安全は大丈夫なの？」「企業のエゴなんじゃないの？」と捉えられる余地のある要望の実現は難しいです。また、規制改革推進会議のメンバーは、その分野の専門家ではないことにも注意が必要です。皆様の要望は、誰が読んでも説得力のある分かりやすい文章になっていますか？

〔募集テーマ毎の規制・制度改革要望（例）〕



1. 全世代型社会保障

- 【社保】税・社会保障分野におけるマイナンバーの活用
- 【社保】第3号被保険者、被扶養配偶者に係る制度の見直し
- 【社保】標準報酬月額・賞与額の在り方の見直し
- 【介護】介護分野における人材不足への対応



2. GX・CE

- 【GX】GX 市場の創造
- 【GX】脱炭素電源（原子力・再エネ）の確保
 - 例：原子力審査プロセスの効率化・合理化・迅速化
 - 例：再エネの主力電源化を阻む規制・制度改革
- 【CE】資源循環の質向上を視野に入れた副産物（製造工程端材等）の再資源化促進
- 【CE】再生資源の量の確保・質の向上に向けた取組
 - 例：使用済製品の広域回収
 - 例：建設廃材・副産物の回収効率化
 - 例：プラスチック容器包装の水平リサイクル促進

※**ご注意**：エネルギー、とりわけ電力に関しては、業界・個社で意見が対立する要望が多い傾向があります。また、GX は、既存のエネルギー関連規制・制度を根本から構築し直す変革の過程にあり、規制改革の枠で議論することが必ずしも適切でない場合があります。そのため、**エネルギー関連は、Future Design 2040 でとりわけ重要としている「脱炭素電源（再エネ・原子力）の確保」に係る案件のみに対象を絞らせていただきます**。エネルギーに関しては、審議会等で検討中の論点は、議論の進捗とそぐわないなどの観点から、規制改革要望とすることが難しい場合があることをご理解いただけますと幸いです。



3. 地域経済社会

【インフラ整備】ドローン航路、自動運転サービス支援道等デジタルライフラインの整備・構築

【インフラ整備】スマートシティや新しい交通システム推進

- 例：実証実験の許可申請等 ×新しい制度・規制が必要

【インフラ整備】防災の推進、災害復旧・復興におけるデジタル技術の活用、感染症対策の推進

- 例：「防災集団移転促進事業（防集）」の対象要件緩和
- 例：有事の薬事手続における審査期間の短縮をはじめとする薬事規制の緩和

【観光】観光業の DX 化や人手不足への対応

【農業】農産品の円滑な流通

【農業】農業の DX 化や人手不足への対応

【地域】広域連携施策の推進主体の明確化

- 例：ローカルマネジメント法人の設立要件等

【地域】二地域・多地域居住の促進 ×税制に関する制度改正は除く

【地域】国・地方の行政システムの統一・標準化



4. イノベーションを通じた新たな価値創造

【デジタル】社会課題解決に向けた利用者目線でのデータ連携・利活用

- 例：教育分野における校務 DX 環境の整備や学習データの連携・活用に向けた環境整備

※デジタル行財政改革会議では、データ利活用が重要と考えられる分野として医療、教育、金融等を例挙。

【デジタル】行政手続きの DX 化

- 例：目視規制、実地監査規制、定期検査・点検規制、常駐・専任規制、対面規制といったアナログ規制の撤廃

【バイオ】国内製造基盤、サプライチェーンの構築・強化

【医療・介護】先進的医薬品・医療機器開発の推進、医療・介護 DX の推進（含 AI・ロボットの活用）

【スタートアップ】大学 VC 制度の拡充

- 例：国立大学 VC・特定研究成果活用支援事業



5.教育・研究、労働

【教育】企業に必要な人材育成を実現するための大学改革

【外国人材】特定技能外国人の円滑な採用

【外国人材】高度外国人材(技人国)の誘致

【労働】過半数労働組合がある企業におけるデロゲーションの範囲拡大

- 例:裁量労働制や高度プロフェッショナル制度の対象業務については、個別企業の労使で判断・選択可とする等

【労働】過半数労働組合がない企業における「労使協創協議制」の選択制での創設

【労働】就業規則作成等事業場単位の手続きの見直し

【労働】解雇無効時の金銭救済制度の創設

【労働】事業場単位的安全衛生管理体制の柔軟化

- 例:在宅勤務等を踏まえた労働者数の算定の考え方
- 例:企業単位や支社単位での有資格者の選任や安全・衛生委員会の開催
- 例:複数事業場における同一の衛生管理者等の選任(兼務)の許容

【労働】労働市場のマッチング機能の高度化に資する基盤整備

4

作成手順「実際にどのように書いたら良いの？」



以下のポイントにご留意ください！

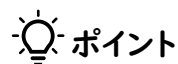
ご要望は Forms から提出いただきます。以下の項目をご準備ください。

〔回答項目〕（いずれも必須回答）

1. 要望事項のタイトル（目安：10～40 字程度）
2. 該当する募集テーマ（P6 の 1.～5.から選択）
3. 規制をどのように変更すべきか（目安：20～100 字程度）
（例：〇〇法を××のように改正すべき、△△の内容の通達を発出すべき等）
4. 3.の変更は以下のどれに該当するか
（1. 法律改正 2. 政令、省令、告示改正 3. 通知、通達、ガイドラインの発出・改正
4. その他、分からない から選択）
5. 現状の問題（目安：300 字程度）
（実際に直面している課題を記載）
6. 改革の社会的メリット（目安：300 字程度）
（改革による経済的・社会的効果を含む）
7. 根拠法令等（〇〇法××条△項）

以下のポイントに留意いただくと政府に伝わりやすく、規制改革の実現可能性が高まります。ただし、全てを満たしていなくても大丈夫。経団連事務局が修文作業をサポートいたします。以下が、Forms からご提出いただきたい文面（例）です。

経団連 2025年度規制改革提案調査



1. 要望事項のタイトル *

船荷証券のデジタル化

簡素で分かりやすいタイトル

2. 該当する募集テーマ *

- ☐ 1. 全世代型社会保障
- ☐ 2. 環境・エネルギー
- ☐ 3. 地域経済社会
- ☒ 4. イノベーションを通じた新たな価値創造
- ☐ 5. 教育・研究、労働

募集テーマのうち、どの柱に該当するかを選択

3. 規制をどのように変更すべきか（目安：20～100字程度）*

商法を改正し、船荷証券の電磁的方法による提供も認めるべきである。

具体的に規制の根拠法令等をどのように変更すべきかを明記

4. 3. の変更は以下のどれに該当するか*

☒ 法律改正

☐ 政令、省令、告示改正

☐ 通知、通達、ガイドラインの発出・改正

☐ その他、分からない

本例は、商法の改正なので、「法律改正」を選択

5. 現状の問題（目安：300字程度）*

貿易関連書類の中には、法令上、関係者間の取扱い等が紙媒体でしか認められていないものも多い。そのため各社では、紙媒体による情報の伝達・管理・保管、紙媒体で受領した情報の社内システムへの再入力等に多大な労力と時間を要している。

簡潔に現状の問題点を指摘

特にコロナの影響下では、紙媒体のやり取りがテレワーク拡大の妨げとなるとともに、外出制限等の影響で、紙媒体の情報を各種システムに入力する作業が遅れ、それが港湾における貨物の滞留の一因となっている。なかでも船荷証券については、貨物の移動手段の高速化により、紙媒体の船荷証券より貨物の方が先に目的地に到着してしまう等、貿易実務に支障が発生している。しかし、商法においては紙媒体の船荷証券が前提とされており、電子船荷証券（e-BL）には有価証券としての法的裏付けがないため、当事者が契約で定めることで有価証券と同様の取り扱いをしているが、当事者の外に対してその効力が及ばない。

規制が現実にもぐわれないことを具体例で説明。「特に」「なかでも」で内容展開

6. 改革の社会的メリット（目安：300字程度）*

紙の船荷証券はe-BL処理の3倍のコストがかかることから、e-BLを50%採用した場合、コンテナ海運業界は年間40億ドル以上のコスト削減が可能との試算がある（DCSA、Digital Container Shipping Association、2019年に設立された非営利組織）。また、コロナ禍での船荷証券の電子化は、輸出入・港湾諸手続の簡素化と迅速化を通じて、政府が成長戦略で掲げる自由貿易の推進、サプライチェーンの強靱化に資するものである。

規制改革のメリットを数字で説明

政府の目標実現に資することを説明

7. 根拠法令等*

商法第757条、758条

具体的な法令を条文まで明記

以下が各社回答をもとに作成した最終提言例です。

回答項目 記載内容	1. 船荷証券のデジタル化
5. 記載内容	＜要望内容・要望理由＞ 貿易関連書類の中には、法令上、関係者間の取扱い等が紙媒体でしか認められていないものも多い。そのため各社では、紙媒体による情報の伝達・管理・保管、紙媒体で受領した情報の社内システムへの再入力等に多大な労力と時間を要している。 特にコロナの影響下では、紙媒体のやり取りがテレワーク拡大の妨げとなるとともに、外出制限等の影響で、紙媒体の情報を各種システムに入力する作業が遅れ、それが港湾における貨物の滞留の一因となっている。<u>なかでも船荷証券については、貨物の移動手段の高速化により、紙媒体の船荷証券より貨物の方が先に目的地に到着してしまう等、貿易実務に支障が発生している。</u>しかし、商法においては紙媒体の船荷証券が前提とされており、電子船荷証券（e-BL）には有価証券としての法的裏付けがないため、当事者が契約で定めることで有価証券と同様の取り扱いをしているが、当事者の外に対してその効力が及ばない。
3. 記載内容	そこで、<u>商法を改正し、船荷証券の電磁的方法による提供も認めるべきである。</u>
6. 記載内容	紙の船荷証券は e-BL 処理の 3 倍のコストがかかることから、e-BL を 50%採用した場合、コンテナ海運業界は年間 40 億ドル以上のコスト削減が可能との試算がある（DCSA、Digital Container Shipping Association、2019 年に設立された非営利組織）。また、コロナ禍での船荷証券の電子化は、輸出入・港湾諸手続の簡素化と迅速化を通じて、政府が成長戦略で掲げる自由貿易の推進、サプライチェーンの強靱化に資するものである。
7. 記載内容	＜根拠法令等＞商法第 757 条、758 条

5

チェックシート

作成いただいた規制改革要望は、以下の点を「すべて」満たしていますでしょうか？このチェックシートで、Let's review!

- ☐ タイトルは一見して何の要望かわかるシンプルな表現になっていますか？
- ☐ 一番重要!⇒規制の根拠法令は確かですか？法律、政令、省令、告示、通知、通達、ガイドラインまで調べましたか？インターネットや本の情報を鵜呑みにするのではなく、実際の条文を読んで、ご確認をお願いいたします。
- ☐ 規制の根拠法令をどのように変更すべきか具体的に明記していますか？
- ☐ 第三者（国民や審議会の委員などの学識経験者など）から見て、説得力のある分かりやすい文章になっていますか？
- ☐ 規制の改革による社会・国民へのメリットが明確になっていますか？
- ☐ これまでの政府見解を調べましたか？これまでに政府がその規制について見解を示していれば、それを覆す論拠を示すことが必要になります。
- ☐ 経団連に要望を提出した後、内閣府や規制改革推進会議 WG のヒアリング・調査に、個社として対応することができますか？

6 よくある質問 (FAQs)

【要望提出前（提出可能な要望の検討等）】



根拠法令が分からなければ、提出できないの？

- 法治国家である日本では、全ての規制は法令に基づいています。根拠法令が見つからない場合は、規制ではない可能性があります。もし **規制だとすれば、必ず根拠法令がありますので、法令検索データベースで確認** してください。根拠法令が見つからない場合は、行政の指導の基準や根拠として示している文書を提示してください。どうしても根拠法令が分からない場合は、法務部や顧問弁護士、あるいは経団連事務局にご相談ください。
- 法令は全て法令検索データベースに掲載されています。まずは、下記サイトにアクセスして、キーワードを入力してみてください。所管省庁が分かる場合には、各省庁のホームページに「所管法令（関係法令）一覧」が掲載されているので、そこから探すことも可能です。

[e-Gov 法令検索](#) | [e-Gov 法令検索](#)

e-GOV 法令検索

電気事業法（昭和三十九年法律第七十号） 閣法

未施行あり

令和6年4月1日 施行
（令和五年法律第四十四号）

令和5年12月21日 施行
（令和四年法律第七十四号）

令和5年6月7日 施行
（令和五年法律第四十四号）

昭和三十九年法律第七十号

電気事業法

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 電気事業

第一節 小売電気事業

第一款 事業の登録（第二条の二・第二条の十一）

第二款 業務（第二条の十二・第二条の十七）



経団連提言に掲載する要望数に上限はあるの？

- 最終的に経団連提言に掲載する要望の件数に上限はありません。つまり、**経団連として掲載可能と判断した要望は、すべて掲載**しています。
- ただし、**各社から提出できる要望の上限は5つまで**となっております。この理由は、各社で十分な精査を経た上で、質の高い要望を厳選して提出いただきたいためです。要望内容を精査されたうえで、5つ以上の要望提出を希望される場合は、産業政策本部にご相談ください。



個社名は公開されるの？

- 経団連経由で政府に要望を提出する場合、要望者はあくまで「経団連」ですので、**政府への提出段階で個社名は公開されません**。ただし、内閣府規制改革推進室からのヒアリングやWGでの議論の際には、**個社名の公開が必要**となる場合があります。



規制の根拠が地方の「条例」だった！そのような要望も提出可能？

- 内容によります。地方の条例等で定める特定の地域に固有のローカルルールが、国民や事業者にとって負担となっている場合は確かにあります。しかし、規制改革要望では、「地方のルールを変更すべき」という直接的な要望はできません。これは、地方の条例の変更が、規制改革推進会議の所掌ではないためです。一方、「**〇〇の内容のローカルルールが散見され、国としてガイドラインを示して、これを是正すべき**」といった、国のアクションに係る内容であれば、規制改革要望に掲載できる場合がありますが、**地方分権の観点から自治事務については、規制改革で扱える範囲が限られてしまっています**。
- そこで、経団連の提言に掲載する要望は、非常に多くの地方自治体におけるローカルルールによって、多くの国民や事業者にとって負担となっている場合に限っています。例えば、「〇〇県××市ではこういったローカルルールがあって困る!」というような、非常に限定的な要望は、規制改革推進会議やWGでも取り上げられない可能性が高いため掲載できません。



税に関する要望はなぜ扱えないの？

- **税は、規制改革推進会議の所掌（ポートフォリオ）ではないからです**。税については、政府・与党の**税制調査会**が議論を行っています。なお、税に関しては、経団連の税制委員会で総合的な観点から提言しています。



政府見解を調べるにあたって、過去の規制改革要望に対する政府の回答を参考にしたい!どこに載ってるの?

→ こちらに公開されています:

[受け付けた提案及び所管省庁からの回答:「規制改革ホットライン」: 規制改革 - 内閣府 \(cao.go.jp\)](http://cao.go.jp)

→ また、規制改革推進会議での議論内容はこちらで公開されています:

[規制改革推進会議 会議情報: 規制改革 - 内閣府 \(cao.go.jp\)](http://cao.go.jp)



以前提出し、経団連提言に掲載された要望が、実現しなかった!(or 経団連事務局に提出した要望が最終提言に掲載されなかった!) 再要望は可能?

→ 再要望できる場合があります。

→ 経団連提言に掲載された要望は、必ず政府から対応可否に係る回答が来ています(全ての回答はこちら:[受け付けた提案及び所管省庁からの回答:「規制改革ホットライン」: 規制改革 - 内閣府](http://cao.go.jp))。再要望できるのは、①この**政府回答を覆すほど状況が変わった場合**、②この**政府回答が妥当とは思われない十分な理由がある場合**、に限ります。同様に、経団連事務局に提出したものの最終提言に掲載されなかった要望についても、経団連事務局から掲載不可とされた理由を覆す新たな状況が生じている場合のみ再要望が可能です。

→ 再要望を希望される場合は、その理由とともに、経団連事務局(産業政策本部または要望内容精査の際にやり取りをしていた本部)にご一報ください。Forms で提出される場合には、再要望であることが分かるように記載してください。また、経団連事務局から、再要望を希望されるかどうか伺う場合もありますので、その際はご検討の程よろしくお願いいたします。



要望提出の回答項目の中で、最も重視するのは何?

→ **根拠法令**です。残念ながら、企業の皆様の要望の多くが、規制ではないために提言に掲載できていません。規制であれば必ず根拠法令があります。まずは規制であるかの確認をしてください。また、政府としては、「現状、規制の根拠法令等がどのようになっていて、それをどのように変更することが求められているのか」を知りたがっています。要望ご提出の際は、根拠法令を正確にお調べいただければと思います。



作成のポイントを全て押さえたとしても、実現しにくい要望ってある？

- 例えば、内容の変更が行われたばかりの規制について、更なる変更を早急に求める内容の要望は実現が難しい傾向にあります。規制所管省庁としては、「この規制は必要な変更を行ったばかりだから、更なる変更を加える前に、しっかり運用して様子を見よう」という気持ちになりがちだということですね。このような要望を提出できないという訳ではありませんが、提出するタイミングを検討することは一案です。また、他の委員会で審議中であるなど、**経団連として統一された見解が確立できていない内容**も、経団連提言に掲載できない場合がございます。



作成にあたって、過去の経団連の提言を参考にしたい！

- 直近の提言はこちらに掲載されています：
[2024 年度規制改革要望](#)（2024 年9月）
[2023 年度規制改革要望—日本経済にダイナミズムを取り戻す—](#)（2023 年9月）
[Society 5.0 の扉を開く—デジタル臨時行政調査会に対する提言—](#)（2022 年4月）

【要望提出後（実現まで）】



提出した要望が実現されるかどうか、経団連はどこまでフォローしてくれるの？

- 経団連としての提言に掲載した各要望について、政府から対応可否の回答が得られた段階（通常、年末から3月頃）で、メールにてその内容を共有いたします。加えて、規制改革要望の成果（提言全体としての実現率など）について、2月または3月の経団連幹事会で報告しています。
- 仮に要望していた改革が実現しても、別の障壁によって、根本的な問題の解決に繋がらないケースも想定されます。その場合は、産業政策本部に改めてご相談ください。



経団連としての提言なのに、規制改革推進室・規制所管省庁からのヒアリングや、WG での要望内容の説明に経団連は対応してくれないの？

- 規制改革推進室は、要望された規制改革が本当に必要かどうか判断するため、事業者の「現場の声」を必要としています。実際に事業を行っていない経団連事務局ではヒアリングには対応できません。個社としてご対応いただく必要があることについて、あらかじめ要望元部門も含めてご了解の上、規制改革要望をご提出ください。**ヒアリングは、皆様のお困り事を政府に直接伝えることができる、規制改革実現の好機**です！積極的に対応ください。
- また、WG で要望内容を説明してほしいと依頼がある場合がございます（P5ご参照）。WG での検討は YouTube ライブで公開されていますが、匿名での対応も可能です。こちらも実現に向けた好機ですので、積極的に対応ください。



[【公式】規制改革チャンネル - YouTube](#)

【その他】



募集時期は例年4月からだったのに、どうして2月に前倒ししたの？

- 会員企業の皆様から、要望の検討・準備期間をもう少し延ばしてほしいとのご要望を受けて、本年度より2月に募集時期を前倒しております。
- 4月の人事異動で、ご担当者に変更になる場合には、経団連会員代表者宛に送付されている依頼状に記載の Forms から、後任の方のご連絡先を必ず提出してください。ご担当者様と連絡が取れなくなってしまうと、せっかくのご要望も掲載できなくなってしまうと、ご理解の程よろしくお願いいたします。



規制改革を進めるためには他にどのような枠組みがあるの？

- 国家戦略特区制度やグレーゾーン解消制度・プロジェクト型「規制のサンドボックス」・新事業特例制度があります。
- 国家戦略特区は、活用できる地域を厳格に限定し、国の成長戦略に資する岩盤規制改革に突破口を開くことを目指した制度です。すぐに全国展開できないような規制改革でも、区域を限って実験的に試すことが特区では可能です。特区に認定されている地域はこちらからご確認ください：[制度概要](#)

- グレーゾーン解消制度は、規制の解釈・適用の有無をあらかじめ確認できる制度。これから行いたいビジネスが、規制の対象かどうか分からないという場合、グレーゾーン解消制度を活用するのが最適です。プロジェクト型「規制のサンドボックス」は、まず事業の実証を行い規制改革・事業化に繋げる制度。新事業特例制度は事業者単位で、規制の特例措置の適用を認める制度です。詳細はこちらからご確認いただけます：
- [グレーゾーン解消制度・プロジェクト型「規制のサンドボックス」・新事業特例制度\(METI/経済産業省\)](#)
- 要望内容によっては、規制改革ホットラインよりこれらの制度を活用するほうが効果的な場合もありますので、目的に応じた使い分けが必要です。



コラム：規制緩和が規制改革に？

ここで簡単に規制改革の歴史について振り返ってみましょう。

規制改革は、「許認可」の見直しに起源があります。1975 年以降、行政のスリム化、国民負担の軽減のため、許認可を中心とした「経済的規制」の緩和が進められ、1988 年には、国民の安全や環境の保全等、社会制度の変化を伴う「社会的規制」の概念が示されました。1999 年には、緩和・撤廃だけではなく、必要な規制も検討する、という意味合いで、政府の規制「緩和」委員会が規制「改革」委員会に名称変更しました。2001 年に入ると、小泉内閣の「構造改革なくして景気回復なし」のスローガンの下、規制改革が財政支出を伴わない（つまりお金のかからない）経済政策の一つとして、重視されるようになります。2019 年には、「規制改革推進会議」が常設化されています。経団連では、1991 年から毎年、規制改革要望（※1999 年までは規制緩和要望）を提出しています。

最近の要望の実現事例



「2023 年度要望 No46 退任者・退職者への株式報酬における開示事項の見直し」

●今まで何が問題だったか？

在任中・在職中の職務への対価として、退任者・退職者に対して株式等の第三者割当を行う際には、有価証券届出書に、その方の氏名、住所、現在の職業等を記載する必要がありました。これはプライバシーの観点から懸念があり、株式報酬の導入・拡大の妨げになる恐れがありました。

●どのようにルール（規制）が変わったのか？

省令が改正され、記載が不要となりました。

●どんな良いことがあるのか？

個人情報に関する記載が不要であることが明確化されたことにより、退任者・退職者のプライバシーが守られることに加え、事前に個人情報を取得しておくための事務負担や個人情報の管理リスクが低減し、退職者への個人情報提出のための説明や個人情報の開示を拒否した退職者との交渉も不要になりました。

また、関連する有価証券届出書の多くの項目（例えば、①割当予定先の概要、②割当予定先と提出会社との間の人事関係、資金関係、技術関係及び取引関係、③割当予定先の実態（退任者・退職者を含む全割当予定先の反社との関わりの有無）、④発行数量及び希薄化規模の合理性に関する考え方、⑤第三者割当後の大株主の状況）が記載不要となり、事務工数が低減しました。

これらの効果により、株式報酬制度の導入や対象者拡大促進が見込まれます。



「2020 年度要望 No8 ドローンの飛行に係る申請手続の柔軟化」

●今まで何が問題だったか？

重量 200g を超えるドローンは、人口が集中する地区などの飛行禁止区域で飛行させる際は、国土交通大臣の許可・承認が必要とされています。この規定は、機体の重量に応じて一律に適用され、障害物に衝突するリスクが回避・低減できるドローンであっても特段配慮されていませんでした。

●どのようにルール（規制）が変わったのか？

航空局標準マニュアル（インフラ・プラント点検向け）が改正され、例えば、安全管理が徹底された製鉄所内の飛行を前提に、高炉等の周辺で高度 150m 超の飛行や、自動運転が可能となりました。

●どんな良いことがあるのか？

日本の主要製鉄所において点検作業にドローンを活用して効率化した場合、全国で、1.4 億円/年の点検費用が削減できる効果があると試算されています。



「2023 年度要望 No63 新医薬品の毒薬及び劇薬の指定基準明確化」

●今まで何が問題だったか？

新薬は、製造販売承認時に、毒薬もしくは劇薬に指定されることがあります。企業は、毒劇薬指定の有無に合わせた製品の容器や包装を準備する必要があります。しかし、現在のルールは、毒劇薬の指定基準が不明瞭、かつ、指定の有無が判明するタイミングが遅いため、そのことが原因で新薬の発売時期が遅れるリスクを抱えていました。

●どのようにルール（規制）が変わったのか？

厚生労働省が、規制改革要望を受けて新たな通知を発出しました。今後は、企業の製造予定時期等を踏まえて、毒劇薬の指定について企業が知りたい場合は、その時点における検討状況を当局から教えてもらえる仕組みに変わります。

●どんな良いことがあるのか？

毒劇薬指定の予見性が高まり、容器・包装を無駄なく、より効率的に準備できるようになります。その結果、患者さんが待ち望む新薬を、早く確実に発売することが可能となります。



「2023 年度要望 No22 運送事業におけるデジタコ普及に向けた技術基準の見直し」

●今まで何が問題だったか？

トラック運転手の時間外労働時間の上限規制が適用されたことを受け、トラック運転手の労働時間の可視化のためのデジタル式運行記録計（デジタルタコグラフ。以下、デジタコ）の利用が求められています。一方、デジタコは、2007 年以降、技術基準の抜本的な改正がされていないことから、技術革新等の変化に対応できておらず、データ改ざんや破損を防ぐための厳格な基準が設定されており、価格が約 20 万円と高く、普及の制約となっていました。

●どのようにルール（規制）が変わったのか？

デジタコ開発の自由度を高め、コスト低減に繋がるよう、運行記録計の技術基準（告示）を改め、クラウド上のみの車両運行データの保存が可能となりました。

●どんな良いことがあるのか？

これまで約 20 万円と高額だったデジタコが、低廉な価格（約 2 万円）で供給可能となり、デジタコの普及に繋がりました。



「2023 年度要望 No41 職業安定法における職業紹介事業と募集情報等提供事業との区分等に関するルールの明確化」

本要望では、ルールの明確化を求めたい2つの具体例を示しました。

<職業紹介事業と募集情報等提供事業との区分>

●今まで何が問題だったか？

職業安定法では、有料職業紹介事業は許可制、特定募集情報等提供事業は届出制とされています。デジタル技術の活用によって新たなビジネスモデル・事業形態が開発されたことで、自社の事業が「職業紹介事業」または「募集情報等提供事業」のいずれに該当するか、事業者自らが直ちに判断することが困難なケースが増えていました。

●どのようにルール（規制）が変わったのか？

規制改革要望に対する厚生労働省のホットライン回答によって、「職業紹介事業」の範囲や「募集情報等提供事業」との区分基準の考え方が具体的に示されました。

●どんな良いことがあるのか？

今回の政府対応では現行の法令・通知等が改正されたわけではありませんが、本回答によって、事業者が自ら判断するための基準が一定程度明らかになりました。このように、規制改革要望では、これまで示されてこなかった範囲・基準等の明確化を求めることで、現状の問題の解決に繋げることも可能です。

<個人情報の第三者提供と個人情報保護法の整理>

●今まで何が問題だったか？

事業許可を受けた有料職業紹介事業者には、法定の帳簿書類作成の義務や、職を斡旋した無期雇用就職者の離職調査を行う義務が課されています。しかし、有料職業紹介事業者が義務履行のために必要な個人情報を雇用主に求めた際に、個人情報保護法抵触の恐れがあることを理由に提供されないことがありました。

●どのようにルール（規制）が変わったのか？

職業安定局長が定める「職業紹介事業の業務運営要領」が改正され、事業者が必要な調査を実施するために雇用主が行う情報提供は、個人情報保護法に抵触しないことが明記されました。

●どんな良いことがあるのか？

通達に明記されたことで、事業者は必要な情報を雇用主から確実に得られるようになり、雇用主も個人情報保護法への抵触の懸念なく情報提供を行えるようになりました。十分な情報を得て離職調査を行えるようになることで、職業紹介事業の効率化にも繋がります。

以 上

